

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集
(卸先電気通信事業者のサービスを受ける利用者に関する
携帯電話の番号ポータビリティの措置について)
に寄せられた意見及びそれに対する考え方 (案)

平成20年2月4日

情報通信審議会

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集
(卸先電気通信事業者のサービスを受ける利用者に関する携帯電話の番号ポータビリティの措置について)
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計1件)		
	意見提出者	代表者氏名等
1	株式会社インフォニックス	代表取締役社長 浅野 浩志

意 見	考 え 方
<p>卸先電気通信事業者(MVNO)が関係するMNPの手続きが、エンドユーザから見て、電気通信事業者(MNO)間で提供されているものと同等の品質(手続きに要する時間、手間など)で行われる必要があることを反映して頂きたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インフォニックス】</p>	<p>今回の改正により、080/090 番号の指定を受けた電気通信事業者(MNO)に対して、卸先電気通信事業者(MVNO)の加入者の番号ポータビリティによる転出入について、ルーティング変更などのシステム上の措置を講ずることを義務付けることとなりますが、番号ポータビリティの受付等の手続きについては、MNO に対して制度上義務付けるものではなく、MNO と MVNO との間の協議により決定されることが適当と考えます。</p> <p>なお、利用者にとって簡便で利用しやすい手続きとなるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが適当と考えます。</p> <p>以上の趣旨について、総務省において再改定が進められている「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映されることが適当と考えます。</p>